

地方自治法は、300以上に及ぶ膨大な条文数と複雑な内容が絡み合うため、勉強するのが並大抵の苦勞では済みません。実際に、六法を開きズラッと書き連ねられている法の文言を見るだけで、戦意喪失してしまう人が後を絶たないのは、非常に残念なことです。

入門書や参考書は、ちまたに溢れていますが、文章を中心とした解説では、読者がなかなか理解できないのが実状だと思います。今までも、特に地方自治体の昇任試験を受験する方から、「わかりやすい本が欲しい」というご要望が多数寄せられてきました。

そこで当研究会では、そんな皆さんの期待にお応えするべく、満を持して本書を企画・制作し、大好評を得ています。特徴は次のとおりです。

- ① 膨大な地方自治法の全容を34項目に分けて、図表を用いて完全整理しています。
- ② 知りたいところがひと目でわかるよう、目次構成と本文デザインに工夫の限りを尽くしています。
- ③ 特に、直接請求、住民訴訟、国又は都道府県の関与などの複雑な手続については、一連の流れが把握できるように、順を追って掲載しています。

「参考書の字づらをひたすら追うことに疲れた」「もうサジを投げたい」というアナタ、本書があれば、もう大丈夫です。この本を一読するだけで、目からウロコになること請け合いです。

今回の改訂では、平成29年に公布された内部統制方針の策定、監査制度の充実、決算不認定時における長から議会等への報告規定の整備、長等の損害賠償責任の見直しなど地方自治法本体の改正はもとより、地方公務員法及び民法の改正を受けた地方自治法改正にもキメ細かく対応しており、当研究会が地方自治法攻略の「最後の切り札」「合格へのエース」として、送り出す自信作なのです！

この1冊をフルに活用して、一人でも多くの方が「大願成就」されることを期待いたします。

平成30年7月

地方公務員昇任試験問題研究会

目次

第5次改訂にあたって	3
本書の効果的な使い方——地方自治法の賢い勉強法	4

1 地方自治法の目的、地方公共団体の種類・名称等

地方自治法の目的	14
地方公共団体の種類	14
地方公共団体における事務所の位置の設定又は変更	14
地方公共団体の名称	15
地方公共団体の休日	15

2 地方公共団体の区域

区域の変更	16
都道府県の廃置分合・境界変更	18
市町村の廃置分合・境界変更	18
市町村の境界の調停・裁定・決定	20
市町村の適正規模の勧告	21
市・町の要件	21

3 事務

自治行政権	22
国と地方公共団体の役割分担	22
地方公共団体の事務	23
都道府県・市町村の事務処理	25
条例による事務処理の特例	26
事務処理の原則	28
事務の代替執行	28
都と特別区の事務処理	29

4 住民・選挙

住民の定義	30
住民の権利・義務	30
住民基本台帳	30
日本国民たる普通地方公共団体の住民の権利	31

5 条例・規則

自治立法権	32
条例の制定	32
規則の制定	34
条例・規則の効力	35
条例・規則の罰則	35

6 直接請求

種類としくみ	36
--------	----

7 署名収集の諸則

請求代表者	38
収集期間	38
収集制限期間	38
署名の無効	38
関係人の出頭・証言	38
代筆	38
署名の審査	39
署名の効力に関する争訟	40
署名に関する罰則	42

8 議会

位置づけ	44
議員	44
議会の権限	47
議会の運営	52
会議	56
事務局	61

9 執行機関

事務管理・執行の責任	62
執行機関の組織	62
委員会・委員	63

10 地方公共団体の長

位置づけ	64
地位	64
長の権限	65
長の担当事務	66
長の権限の代行	66
財務に関する事務等の適正な管理・執行を確保するための方針策定等	68
長の総合調整権	70
他の執行機関との関係	71

11 長と議会の関係

再議制度	72
不信任議決と解散	74
長の専決処分	75

12 長の補助機関等

副知事（都道府県）・副市町村長（市町村）	76
----------------------	----

会計管理者	76
出納員・会計職員	77
その他の職員	78
専門委員	78
附属機関	78
支庁・地方事務所・支所等	79
行政機関	79
国の地方行政機関	79
地域自治区の設置	80
地域協議会の設置	81
13 行政委員会・委員	
設置	82
地位	82
委員会及び委員の権限に属しない事項	82
委員会等の事務委任等	82
主要な委員会等制度一覧	83
選挙管理委員会	84
監査委員	85
監査委員による監査	87
14 兼業禁止制度	90
15 兼職禁止制度	92
16 除斥制度・親族の就職禁止制度	
除斥制度	94
親族の就職禁止制度	96
17 給与その他の給付	
議員及び非常勤職員	98
常勤職員、短時間勤務職員、種別②の会計年度任用職員	98
給与等の支給制限	99
出頭した選挙人その他の関係人等	99
給与等に対する審査請求	99
18 財務	
会計及び予算	100
収入	103
支出	107
決算	108
現金及び有価証券	109
時効	109

契約	110
19 財産	
財産の管理・処分	114
財産の区分	114
公有財産	115
物品	119
債権	119
基金	120
20 住民監査請求	
請求の対象	121
請求の方法	121
請求上の規定	122
21 住民訴訟	
訴訟の対象	125
訴訟期間	126
その他の規定	126
損害賠償又は不当利得返還の請求訴訟	127
22 職員の賠償責任	
対象と行為	129
賠償等の手続	131
審査請求	132
長等の損害賠償責任の一部免責	132
23 公の施設	
定義	133
設置・管理・廃止	133
区域外設置等	135
公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求	136
24 国又は都道府県の関与等	
関与の種類	137
関与の基本理念	138
関与の基本原則	139
技術的助言・勧告、資料の提出要求	140
事務別関与の可否	140
是正の求めの3形態	141
是正の要求	142
是正の勧告	143
是正の指示	144
代執行	145

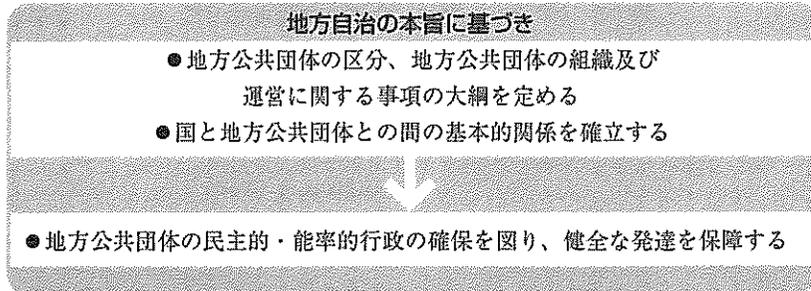
	代執行までの手続	146
	処理基準	148
25	国又は都道府県の関与等の手続	
	関与の手続	149
	助言・勧告の方式	149
	資料提出の要求等の方式	149
	是正の要求等の方式	150
	協議の方式	150
	許認可等の基準	151
	許認可等の標準処理期間	151
	届出	152
	国による自治事務の処理	152
	国等による違法確認訴訟制度	153
26	国地方係争処理委員会	
	設置及び権限	156
	組織及び委員	156
	委員長及び会議	158
	審査手続	158
27	自治紛争処理委員	
	処理事務	162
	組織及び委員	162
	調停・審査・処理方策の提示の手続	163
28	国の関与に関する訴え	
	訴訟の対象及び期間	167
	訴訟の手順	168
	訴訟上の規定	168
29	普通地方公共団体相互間の協力	
	連携協約	169
	協議会	170
	機関等の共同設置	171
	職員の派遣	173
	組織の変更及び廃止の特例	174
30	その他の関与等	
	組織及び運営の合理化に係る関係	175
	財務に係る実地検査	175
	市町村に関する調査	176
	臨時代理制度	176

31	大都市等に関する特例	
	大都市に関する特例	177
	中核市に関する特例	183
32	外部監査契約制度	
	外部監査契約	184
	外部監査契約を締結できる者	184
	外部監査契約を締結できない者	185
	外部監査人に関する各種規定	186
	包括外部監査契約	188
	個別外部監査契約	190
33	特別地方公共団体	
	特別区	194
	地方公共団体の組合	199
	財産区	207
34	補則	
	所管知事の決定等	210
	人口の定義	210
	法定受託事務に係る審査請求	211
	過料処分についての告知	211
	違法な権利侵害の是正手続	212
	長等の失職に係る審査請求等の裁決等の手続	212
	審査の裁決期間	213
	地縁による団体	213
	特別法の住民投票	216
	相互救済事業経営の委託	217
	長・議長の連合組織	217

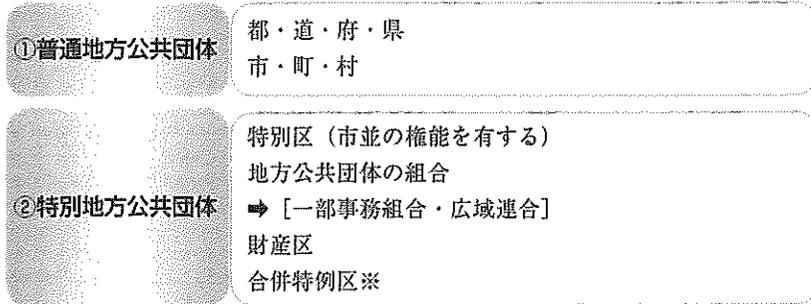
1 地方自治法の目的、地方公共団体の種類・名称等

本項では、そもそも「地方自治法」がどのような目的で制定されているかという出発点を確認し、地方公共団体の種類、名称、事務所など設立に関する基本ルールを整理しています。特に名称は、団体種別により異なった規定があるため、注意して覚えましょう。

地方自治法の目的 (法1条)



地方公共団体の種類 (法1条の3)



◎地方公共団体は、法人とする (法2条①)

※「市町村の合併の特例に関する法律」27条、31条②による

地方公共団体における事務所の位置の設定又は変更 (法4条)

● 条例で定めること
(位置についての条例の制定・改廃には、議会で出席議員の2/3以上の同意を要する)

● 住民の利便性、他官公署との関係等、適当に考慮すること (地方公共団体の組合は、規約で定める)

地方公共団体の名称…従来の名称による (法3条①)、変更は下記の通り

区分	変更手続
都道府県 (法3条②)	法律で定める
市町村 特別区 財産区 (法3条③～⑦)	④通知 知事 → 総務大臣 ⑤告示 ③報告 (変更後名称、変更日) ①協議 ②条例で規定 長 ⑤通知 国の関係行政機関の長
地方公共団体の組合 (法286条ほか)	①規約で規定 地方公共団体の組合 ②許可又は届出 総務大臣 (都道府県加入) 知事 (都道府県未加入)
郡 (法259条①、④)	③届出 知事 → 総務大臣 ④告示 ②決定 知事 ①議決 都道府県議会 ④通知 国の関係行政機関の長
市町村区域内の町又は字 (法260条①～②)	②決定 長 ③告示 ①議決 市町村議会

地方公共団体の休日 (法4条の2)

- 条例で定める**
- 日曜日、土曜日
 - 「国民の祝日に関する法律」による休日
 - 年末年始のうち条例の定める日
 - 上記以外でも、当該団体の特別な日は休日にはできるが、長があらかじめ総務大臣に協議すること

◎地方公共団体から行政庁に対する申請等行為の期限が、その団体の休日に当たるとき
⇒ 法令に別段の定めあるときを除き、休日の翌日を期限と見なす

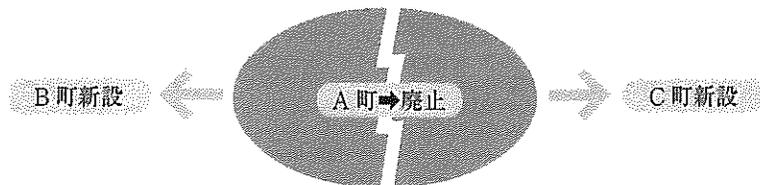
「区域」では、廃置分合、境界変更が特に重要です。これは言わば、地方公共団体同士が繰り広げる「土地の線引きドラマ」です。まずは、その種類を絵でイメージしてから、具体的な手続の流れ図で体系立てて覚えてください。

区域…普通地方公共団体の区域は、従来の区域による (法5条①)

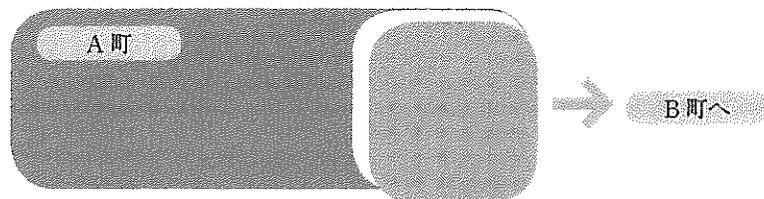
■区域の変更

①廃置分合 (法6条、7条) …地方公共団体の設置又は廃止を伴う区域の変更 (法人格の発生又は消滅を伴う)

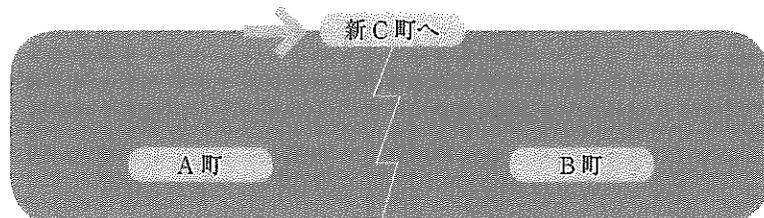
①分 割——A 町が廃止され、B 町・C 町が新設



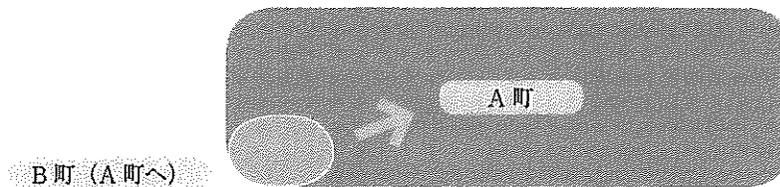
②分 立——A 町から B 町が独立・新設される [のれん分け]



③合 体——A 町が B 町と結合し、新たに C 町を新設



④編 入——A 町が B 町をのみ込む [吸収合併]



②境界変更 (法6条、7条) …地方公共団体の設置又は廃止を伴わない単なる境界の変更 (法人格の発生又は消滅を伴わない)

③所属未定地域の編入 (法7条の2)

EX ① もともと日本の領土でありながら、いずれの区域にも属さない地域

EX ② 割譲等により新たに日本の領土となった地域

EX ③ 領海外に造成された新しい島等で日本の領土に属することになったもの

いずれの都道府県・市町村の区分に属するか
内閣がこれを定める
↓
総務大臣は直ちに告示

◎ただし、利害関係のある都道府県・市町村があれば、あらかじめその意見 (要議決) を聴くこと

④新たに生じた土地の確認 (法9条の4、9条の5)

EX ① 日本の領海内にできた島

EX ② 水面埋立てで造成された地域

市町村長は、議決を経てその旨を確認し、知事に届出をしなければならない

↓
知事は直ちに告示

都道府県の廃置分合・境界変更

[原則] = 法律で定める (法6条①)

[例外] (法6条②、6条の2)

- ① 都道府県の境界にわたる市町村の設置又は境界変更
 - ② 所属未定地域の市町村区域への編入
 - ③ 都道府県の自主的合併
- 都道府県の境界も自ら変更する

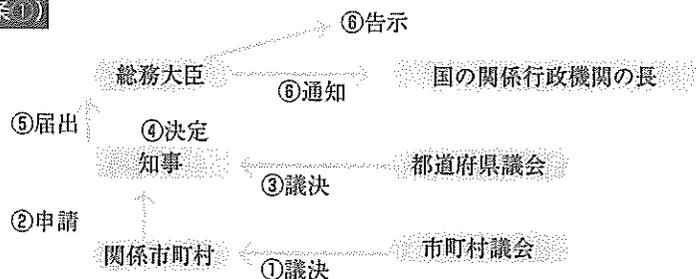
- 関係都道府県の申請 (総務大臣経由) に基づき、内閣が決定
- 申請に際しては、議会の議決を経ること
- 内閣は、決定を行う際に、国会の承認を得ること
- 合併の処分は、総務大臣の告示で発効する

◎財産処分を必要とする場合には、関係団体の協議 (要議決) により定める (法6条③~④)

市町村の廃置分合・境界変更

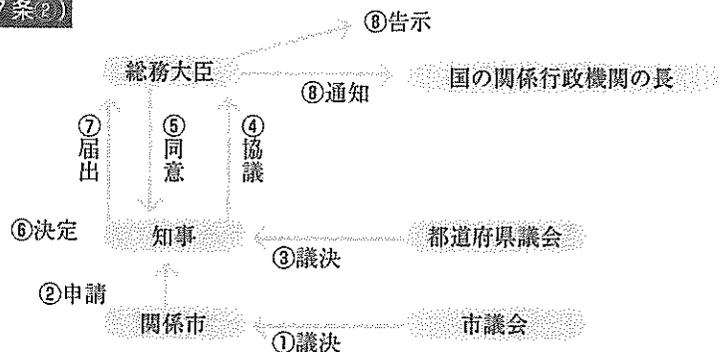
[原則] = 関係市町村の申請に基づき、知事が当該都道府県議会の議決を経て定め、総務大臣に届出
総務大臣は直ちに告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知

(法7条①)



[市の廃置分合のとき] = 知事はあらかじめ総務大臣に協議し、同意を得ること

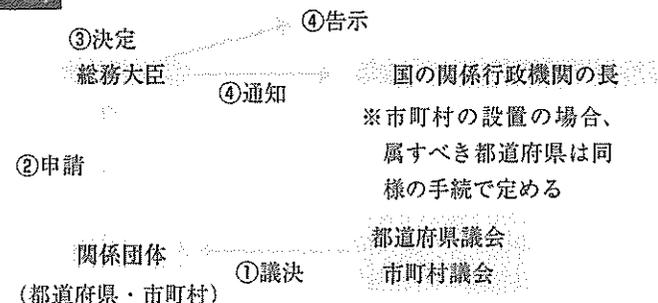
(法7条②)



[例外]

① 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合・境界変更 = 関係団体の申請に基づき、総務大臣がこれを定める ⇒ 告示・通知

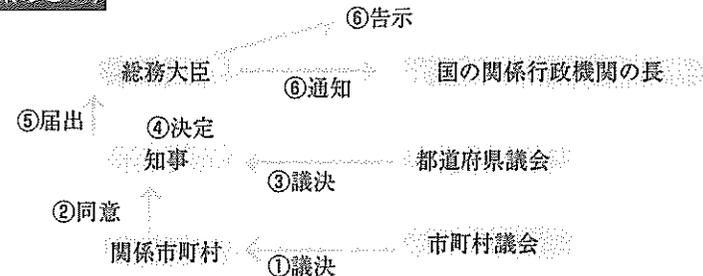
(法7条③~④)



② 公有水面のみに係る市町村の境界変更

= 関係市町村の同意を得て、知事が当該都道府県議会の議決を経て定め、総務大臣に届出
総務大臣は直ちに告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知

(法9条③④)



③ 公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるもの

= 関係団体の同意を得て、総務大臣がこれを定める ⇒ 告示・通知

(法9条③④)

